

保育園等の保育料の改定に伴う「戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例」の一部改正（案）についてご意見を募集します

戸田市では、待機児童の解消に向けた保育の量の確保や、現場の保育士等の処遇など保育の質的向上などの財源を今後も安定的に確保していくため、平成28年4月から保育料を改定することを検討しています。

つきましては、上記内容について、市民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成27年10月1日（木）から平成27年10月30日（金）まで

※最終日の窓口受付は午後5時15分まで

2 案の概要

市のホームページ (<http://www.city.toda.saitama.jp/>) 並びに担当課（保育幼稚園課・市役所2階）、市政情報室（市役所3階西側）、各公立・私立保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、各児童センター、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）、上戸田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

3 関係資料

保育園等の保育料の改定（案）の概要

資料1 戸田市の保育施策の現状等

資料2 保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料改定案

資料3 保育認定を受けた子ども（3歳児）の保育料改定案

資料4 保育認定を受けた子ども（4歳以上児）の保育料改定案

資料5 近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料

資料6 近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども（3歳児）の保育料

資料7 近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども（4歳以上児）の保育料

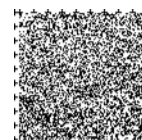
4 意見の提出先

戸田市 こども青少年部 保育幼稚園課

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

FAX 048-432-8510

Eメール hoikuen@city.toda.saitama.jp



5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあつては、名称・住所地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 保育園等の保育料の改定に伴う「戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例」の一部改正（案）についての問い合わせ先

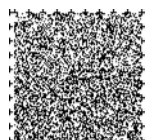
戸田市 こども青少年部 保育幼稚園課

電話 048-441-1800（内線282）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課

電話 048-441-1800（内線363）



保育園等の保育料の改定（案）の概要

1 改定の理由

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）がスタートし、待機児童対策をはじめとした諸課題に対応するため、質の高い教育・保育の提供と、地域の実情に応じた施策を全国的に行っております。

本市では、これまで保育事業を重点課題として取り組んできましたが、今後も子育て世代の人口増加が予測され、国の新制度に基づき、待機児童対策を中心に様々な保育サービスを展開していく必要があることから、保育に係る市負担の増加が見込まれています。

また、本市の保育料については、約 15 年間にわたり実質的な改定を行っておらず、国の定めた標準的な保育料（以下「国基準保育料」という。）を下回っており、その差額をこれまで市が独自に負担しています。新制度により市の負担金も増加する中、現行の保育料設定では、国基準保育料に対する市負担金がさらに増加することとなります。

これらのことから、本市の厳しい財政状況の中、待機児童の解消に向けた保育の量の確保や、現場の保育士等の処遇など保育の質的向上などの財源を今後も安定的に確保していくために、保護者の皆様に一定の負担をお願いし、平成 28 年 4 月からの保育料を改定する方向で検討しております。

2 戸田市の保育施策の現状等

・資料 1 のとおり

3 改定案の内容

(1) 3つの改定ポイント

約 15 年間にわたり実質的な改定を行っていない本市の保育料について、次の 3 つの方針に基づき改定案を作成しました。

- ① 低・中所得世帯層（現行の第 1～第 8 階層と第 9 階層の一部）は、負担増とならないよう保育料の引き上げは行っていません。
- ② 現行の第 9 階層については、他の階層より市町村民税の所得割額の幅が大きいことから、細分化（4 分割）し、より所得に応じた保育料を設定しています。
- ③ 最高階層の市町村民税の所得割額（現行「301,000 円以上」）については、国基準に合わせ、「397,000 円以上」に引き上げたうえで、細分化（4 分割）を行っています。

(2) 改定案

- ① 教育標準時間認定を受けた子ども（満3歳以上就学前の幼稚園等〈新制度移行園〉に通園する子ども）の保育料（1号給付）・・・改定なし
- ② 保育認定を受けた子ども（3歳以上児）の保育料（2号給付）・・・改定
- ③ 保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料（3号給付）・・・改定

上記②及び③の改定案については下記のとおり

- ・資料2 「保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料改定案」
- ・資料3 「保育認定を受けた子ども（3歳児）の保育料改定案」
- ・資料4 「保育認定を受けた子ども（4歳以上児）の保育料改定案」

4 近隣市の保育料との比較

- ・資料5 「近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料」
- ・資料6 「近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども（3歳児）の保育料」
- ・資料7 「近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども（4歳以上児）の保育料」

5 今後の予定

- (1) 11月に平成28年度保育園入所説明会を開催し、申込書類等の説明のほか、保育料改定案を説明

- ・日時 11月1日（日）①10：00～、②14：00～（各回の内容は同一）
- ・場所 市役所5階大会議室
- ・内容 保育料改定案（冒頭30分間程度を予定）、入所申込書類、保育園生活等に関する説明
※入所申込予定のない在園児保護者も参加可。途中退席可

- (2) 市議会（12月定例会）に保育料改定案を提出

- (3) 【改定が決定した場合】平成28年1月に在園児保護者に保育料改定内容を通知

- (4) 【改定が決定した場合】平成28年4月から保育料を改定

戸田市の保育施策の現状

■子育て世代の流入と増加 → 保育所の待機児童の解消に向け、保育所を整備し、入所定員を増加しています。

	平成22年度	平成27年度	増加数
申込(新規・継続)児童数	1,888人	2,711人	823人増(約1.4倍)
認可保育所児童数	1,599人	2,423人	824人増(約1.5倍)
認可保育園数	16園	27園	11園増(約1.7倍)

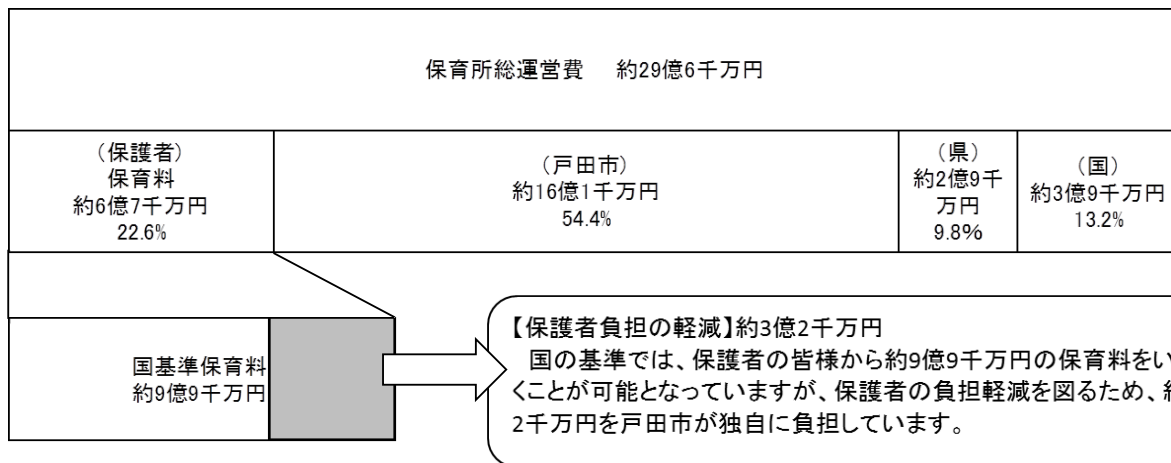
■地域の子ども・子育て支援事業(子育て支援センター、病児・病後児保育事業等)の充実を図っています。

■保育士等の資質向上のための支援の拡充を図っています。

保育に必要な費用

保育所運営費については、年間総額で約29億6千万円が必要です。これを皆様が納めていただく保育料と戸田市、国、県の3者で負担しています。

平成26年度決算



※上記運営費には、保育所整備費(約5億円)は含まれておりません。

保育園児1人にかかる費用

クラス	園児1人にかかる費用	戸田市の定める保育料(最高額)	国の定める保育料(最高額)	保護者の負担割合※1	公的負担額※2
0歳児	207,586円	57,000円	104,000円	27.5%	150,586円
1歳児	148,072円	57,000円	104,000円	38.5%	91,072円
2歳児	134,195円	57,000円	104,000円	42.5%	77,195円
3歳児	89,295円	27,500円	101,000円	30.8%	61,795円
4・5歳児	76,770円	23,500円	101,000円	30.6%	53,270円

※1 「保護者の負担割合」とは「園児1人にかかる費用」と「戸田市の定める保育料(最高額)」を比較した割合となります。

※2 「公的負担額」は「園児1人に係る費用」から「戸田市の定める保育料(最高額)」を引いた額になり、戸田市、国、県の負担額の合計となります。

保育認定を受けた子ども(3歳未満児)の保育料改定案 (3号給付)

(単位:円)

国基準					戸田市									
現行					現行				改定(案)					保育料月額 引上額(保育 標準時間) (②-①)
階層	区分	推定年収	徴収月額		階層	区分	保育料月額		改定内容	階層	区分	保育料月額		
			保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)			①保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)				②保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)	
第1	生活保護世帯	—	0	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0		第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	~260万	9,000	9,000	第2	市町村民税非課税世帯	0	0		第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	~330万	19,500	19,300	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,600	7,400		第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,600	7,400	0
					第4	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	9,500	9,300		第4	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	9,500	9,300	0
第4	97,000円未満	~470万	30,000	29,600	第5	48,600円以上 58,800円未満	12,500	12,200		第5	48,600円以上 58,800円未満	12,500	12,200	0
					第6	58,800円以上 97,000円未満	19,500	19,100		第6	58,800円以上 97,000円未満	19,500	19,100	0
第5	169,000円未満	~640万	44,500	43,900	第7	97,000円以上 132,600円未満	31,000	30,400		第7	97,000円以上 132,600円未満	31,000	30,400	0
					第8	132,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200		第8	132,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200	0
第6	301,000円未満	~930万	61,000	60,100	第9	169,000円以上 301,000円未満	52,000	51,100	・現行の第9階層を4分割	第9	169,000円以上 202,000円未満	52,000	51,100	0
										第10	202,000円以上 235,000円未満	54,000	53,000	2,000
										第11	235,000円以上 268,000円未満	56,000	55,000	4,000
										第12	268,000円以上 301,000円未満	58,000	57,000	6,000
第7	397,000円未満	~1,130万	80,000	78,800	第10	301,000円以上	57,000	56,000	・現行の第10階層を4分割 ・最高階層区分の所得割の額を引上げ	第13	301,000円以上 333,000円未満	60,000	58,900	3,000
										第14	333,000円以上 365,000円未満	62,000	60,900	5,000
										第15	365,000円以上 397,000円未満	64,000	62,900	7,000
第8	397,000円以上	1,130万~	104,000	102,400						第16	397,000円以上	66,000	64,800	9,000

改定階層

※1 上表中「保育標準時間」とは、1日11時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。

※2 上表中「保育短時間」とは、1日8時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。なお、保育短時間は、保育標準時間の▲1.7%で設定している。

※3 上表中「所得割の額」とは、市町村民税額のうち、所得に応じて課税される額をいう。

保育認定を受けた子ども(3歳児)の保育料改定案 (2号給付)

(単位:円)

国基準					戸田市									
現行					現行				改定(案)					保育料月額 引上額(保育 標準時間) (②-①)
階層	区分	推定年収	徴収月額		階層	区分	保育料月額		改定内容	階層	区分	保育料月額		
			保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)			①保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)				②保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)	
第1	生活保護世帯	—	0	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0		第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	~260万	6,000	6,000	第2	市町村民税非課税世帯	0	0		第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	~330万	16,500	16,300	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	5,100		第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	5,100	0
					第4	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	7,100	6,900		第4	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	7,100	6,900	0
第4	97,000円未満	~470万	27,000	26,600	第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	9,800		第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	9,800	0
					第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	15,700		第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	15,700	0
第5	169,000円未満	~640万	41,500	40,900	第7	97,000円以上 132,600円未満	23,500	23,100		第7	97,000円以上 132,600円未満	23,500	23,100	0
					第8	132,600円以上 169,000円未満	24,500	24,000		第8	132,600円以上 169,000円未満	24,500	24,000	0
第6	301,000円未満	~930万	58,000	57,100	第9	169,000円以上 301,000円未満	26,500	26,000	・現行の第9階層を4分割	第9	169,000円以上 202,000円未満	26,500	26,000	0
										第10	202,000円以上 235,000円未満	27,100	26,600	600
										第11	235,000円以上 268,000円未満	27,700	27,200	1,200
										第12	268,000円以上 301,000円未満	28,300	27,800	1,800
第7	397,000円未満	~1,130万	77,000	75,800	第10	301,000円以上	27,500	27,000	・現行の第10階層を4分割 ・最高階層区分の所得割の額を引上げ	第13	301,000円以上 333,000円未満	28,900	28,400	1,400
										第14	333,000円以上 365,000円未満	29,500	28,900	2,000
										第15	365,000円以上 397,000円未満	30,100	29,500	2,600
第8	397,000円以上	1,130万~	101,000	99,400					第16	397,000円以上	30,700	30,100	3,200	

改定階層

※1 上表中「保育標準時間」とは、1日11時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。

※2 上表中「保育短時間」とは、1日8時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。なお、保育短時間は、保育標準時間の▲1.7%で設定している。

※3 上表中「所得割の額」とは、市町村民税額のうち、所得に応じて課税される額をいう。

保育認定を受けた子ども(4歳以上児)の保育料改定案 (2号給付)

(単位:円)

国基準					戸田市									
現行					現行				改定(案)					保育料月額 引上額(保育 標準時間) (②-①)
階層	区分	推定年収	徴収月額		階層	区分	保育料月額		改定内容	階層	区分	保育料月額		
			保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)			①保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)				②保育標準 時間(※1)	保育短時間 (※2)	
第1	生活保護世帯	—	0	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0		第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	~260万	6,000	6,000	第2	市町村民税非課税世帯	0	0		第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	~330万	16,500	16,300	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	5,100		第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	5,100	0
					第4	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	7,100	6,900		第4	所得割の額(以下同じ) 【※3】 48,600円未満	7,100	6,900	0
第4	97,000円未満	~470万	27,000	26,600	第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	9,800		第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	9,800	0
					第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	15,700		第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	15,700	0
第5	169,000円未満	~640万	41,500	40,900	第7	97,000円以上 132,600円未満	20,500	20,100		第7	97,000円以上 132,600円未満	20,500	20,100	0
					第8	132,600円以上 169,000円未満	21,000	20,600		第8	132,600円以上 169,000円未満	21,000	20,600	0
第6	301,000円未満	~930万	58,000	57,100	第9	169,000円以上 301,000円未満	22,500	22,100	・現行の第9階層を4分割	第9	169,000円以上 202,000円未満	22,500	22,100	0
										第10	202,000円以上 235,000円未満	23,100	22,700	600
										第11	235,000円以上 268,000円未満	23,700	23,200	1,200
										第12	268,000円以上 301,000円未満	24,300	23,800	1,800
第7	397,000円未満	~1,130万	77,000	75,800	第10	301,000円以上	23,500	23,100	・現行の第10階層を4分割 ・最高階層区分の所得割の額を引上げ	第13	301,000円以上 333,000円未満	24,900	24,400	1,400
										第14	333,000円以上 365,000円未満	25,500	25,000	2,000
										第15	365,000円以上 397,000円未満	26,100	25,600	2,600
第8	397,000円以上	1,130万~	101,000	99,400					第16	397,000円以上	26,700	26,200	3,200	

改定階層

※1 上表中「保育標準時間」とは、1日11時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。

※2 上表中「保育短時間」とは、1日8時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。なお、保育短時間は、保育標準時間の▲1.7%で設定している。

※3 上表中「所得割の額」とは、市町村民税額のうち、所得に応じて課税される額をいう。

【注意点】各市の保育料については、改定時期のほか、下表の「階層区分」の数、「定義」の内容が異なっていることなどから、一概に単純比較できるものではありませんが、戸田市の保育料改定案に係る検討資料の一つとして、提供するものです。なお、各市とも平成27年10月1日現在の保育料です。

近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども(3歳未満児)の保育料

(単位:円)

国基準				戸田市				さいたま市				川口市				蕨市			
現行				現行				改定(案)				現行				現行			
階層区分	定義	推定年収	徴収月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	
第1	生活保護世帯	—	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	第1	生活保護法による被保護世帯等	0	第1	生活保護受給世帯等	0	A	生活保護世帯等	0	
第2	市町村民税非課税世帯	~260万	9,000	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市区町村民税非課税世帯	2,000	B1	A階層を除き市町村民税非課税世帯	0	
第3	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	~330万	19,500	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,600	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,600	第3	市町村民税均等割額のみ の世帯	8,000	第3	市区町村民税均等割のみ 課税世帯	6,000	B2	A階層を除き市町村民税均等割のみ課税される世帯(ひとり親世帯等) A階層を除き市町村民税均等割のみ課税される世帯(ひとり親世帯等以外の世帯)	0	
				第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	9,500	第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	9,500	第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	10,000	第4	市区町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	9,000	C1	市町村民税所得割額(以下同じ) 10,000円未満	8,020	
第4	97,000円未満	~470万	30,000	第5	48,600円以上 58,800円未満	12,500	第5	48,600円以上 58,800円未満	12,500	第5	48,600円以上 63,900円未満	12,500	第5	48,600円以上 58,700円未満	12,500	C3	48,600円以上 50,400円未満	10,270	
				第6	58,800円以上 97,000円未満	19,500	第6	58,800円以上 97,000円未満	19,500	第6	63,900円以上 97,000円未満	19,500	第6	58,700円以上 97,000円未満	19,500	C4	50,400円以上 57,600円未満	12,070	
第5	169,000円未満	~640万	44,500	第7	97,000円以上 132,600円未満	31,000	第7	97,000円以上 132,600円未満	31,000	第7	97,000円以上 137,600円未満	33,000	第7	97,000円以上 131,300円未満	33,000	C5	57,600円以上 66,600円未満	14,520	
				第8	132,600円以上 169,000円未満	44,000	第8	132,600円以上 169,000円未満	44,000	第8	137,600円以上 169,000円未満	44,000	第8	131,300円以上 169,000円未満	44,000	C6	66,600円以上 84,600円未満	19,570	
第6	301,000円未満	~930万	61,000	第9	169,000円以上 301,000円未満	52,000	第9	169,000円以上 202,000円未満	52,000	第9	169,000円以上 301,000円未満	55,000	第9	169,000円以上 213,000円未満	54,000	C7	84,600円以上 102,600円未満	25,870	
							第10	202,000円以上 235,000円未満	54,000							第10	213,000円以上 257,000円未満	57,000	C8
第7	397,000円未満	~1,130万	80,000	第10	301,000円以上	57,000	第11	235,000円以上 268,000円未満	56,000	第10	301,000円以上 397,000円未満	60,000	第11	257,000円以上 301,000円未満	60,000	C9	121,100円以上 139,100円未満	40,000	
							第12	268,000円以上 301,000円未満	58,000							第12	301,000円以上 349,000円未満	63,000	C10
第8	397,000円以上	1,130万~	104,000	第10	301,000円以上	57,000	第13	301,000円以上 333,000円未満	60,000	第11	397,000円以上	72,800	第14	397,000円以上	69,000	C11	169,400円以上 175,100円未満	49,000	
							第14	333,000円以上 365,000円未満	62,000							第13	349,000円以上 397,000円未満	66,000	C12
							第15	365,000円以上 397,000円未満	64,000							C13	193,100円以上 229,100円未満	53,800	
							第16	397,000円以上	66,000								C14	229,100円以上 268,100円未満	54,900
																	C15	268,100円以上 298,100円未満	56,010
																	C16	298,100円以上 328,100円未満	56,430
																	C17	328,100円以上	56,870

※1 上表中「保育標準時間」とは、1日11時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。

改定階層(第10~16階層)

【注意点】各市の保育料については、改定時期のほか、下表の「階層区分」の数、「定義」の内容が異なっていることなどから、一概に単純比較できるものではありませんが、戸田市の保育料改定案に係る検討資料の一つとして、提供するものです。なお、各市とも平成27年10月1日現在の保育料です。

近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども(3歳児)の保育料

(単位:円)

国基準				戸田市				さいたま市				川口市				蕨市			
現行				現行				改定(案)				現行				現行			
階層区分	定義	推定年収	徴収月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	
第1	生活保護世帯	—	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	第1	生活保護法による被保護世帯等	0	第1	生活保護受給世帯等	0	A	生活保護世帯等	0	
第2	市町村民税非課税世帯	~260万	6,000	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市区町村民税非課税世帯	1,500	B1	A階層を除き市町村民税非課税世帯	0	
第3	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	~330万	16,500	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	第3	市町村民税均等割額のみ の世帯	5,500	第3	市区町村民税均等割のみ 課税世帯	4,500	B2	A階層を除き市町村民税均等割のみ課税される世帯(ひとり親世帯等) A階層を除き市町村民税均等割のみ課税される世帯(ひとり親世帯等以外の世帯)	0	
				第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,100	第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,100	第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,500	第4	市区町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,000	C1	市町村民税所得割額(以下同じ) 10,000円未満	6,100	
第4	97,000円未満	~470万	27,000	第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	第5	48,600円以上 63,900円未満	10,000	第5	48,600円以上 58,700円未満	10,000	C2	10,000円以上 48,600円未満	7,070	
				第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	第6	63,900円以上 97,000円未満	16,000	第6	58,700円以上 97,000円未満	16,000	C3	48,600円以上 50,400円未満	8,160	
第5	169,000円未満	~640万	41,500	第7	97,000円以上 132,600円未満	23,500	第7	97,000円以上 132,600円未満	23,500	第7	97,000円以上 137,600円未満	23,500	第7	97,000円以上 131,300円未満	23,500	C4	50,400円以上 57,600円未満	10,030	
				第8	132,600円以上 169,000円未満	24,500	第8	132,600円以上 169,000円未満	24,500	第8	137,600円以上 169,000円未満	26,000	第8	131,300円以上 169,000円未満	26,000	C5	57,600円以上 66,600円未満	12,530	
第6	301,000円未満	~930万	58,000	第9	169,000円以上 301,000円未満	26,500	第9	169,000円以上 202,000円未満	26,500	第9	169,000円以上 301,000円未満	28,000	第9	169,000円以上 213,000円未満	27,000	C6	66,600円以上 84,600円未満	17,710	
							第10	202,000円以上 235,000円未満	27,100							第10	213,000円以上 257,000円未満	29,000	C7
第7	397,000円未満	~1,130万	77,000	第10	301,000円以上	27,500	第11	235,000円以上 268,000円未満	27,700	第10	301,000円以上 397,000円未満	29,000	第11	257,000円以上 301,000円未満	30,000	C8	102,600円以上 121,100円未満	25,790	
							第12	268,000円以上 301,000円未満	28,300							第11	301,000円以上 349,000円未満	31,000	C9
第8	397,000円以上	1,130万~	101,000	第10	301,000円以上	27,500	第13	301,000円以上 333,000円未満	28,900	第10	301,000円以上 397,000円未満	29,000	第12	301,000円以上 349,000円未満	31,000	C10	139,100円以上 169,400円未満	25,790	
							第14	333,000円以上 365,000円未満	29,500							第12	349,000円以上 397,000円未満	32,000	C11
							第15	365,000円以上 397,000円未満	30,100				第13	397,000円以上	33,000	C12	175,100円以上 193,100円未満	25,790	
							第16	397,000円以上	30,700	第11	397,000円以上	35,100	第14	397,000円以上	33,000	C13	193,100円以上 229,100円未満	25,790	
																C14	229,100円以上 268,100円未満	25,790	
																C15	268,100円以上 298,100円未満	25,790	
																C16	298,100円以上 328,100円未満	25,790	
																C17	328,100円以上	25,790	

※1 上表中「保育標準時間」とは、1日11時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。

改定階層(第10~16階層)

【注意点】各市の保育料については、改定時期のほか、下表の「階層区分」の数、「定義」の内容が異なっていることなどから、一概に単純比較できるものではありませんが、戸田市の保育料改定案に係る検討資料の一つとして、提供するものです。なお、各市とも平成27年10月1日現在の保育料です。

近隣市比較一覧 保育認定を受けた子ども(4歳以上児)の保育料

(単位:円)

国基準				戸田市				さいたま市				川口市				蕨市			
現行				現行				改定(案)				現行				現行			
階層区分	定義	推定年収	徴収月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	階層区分	定義	保育料月額 保育標準時間(※1)	
第1	生活保護世帯	—	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	第1	生活保護法による被保護世帯	0	第1	生活保護法による被保護世帯等	0	第1	生活保護受給世帯等	0	A	生活保護世帯等	0	
第2	市町村民税非課税世帯	~260万	6,000	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	第2	市区町村民税非課税世帯	1,500	B1	A階層を除き市町村民税非課税世帯	0	
第3	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	~330万	16,500	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	第3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	第3	市町村民税均等割額のみ の世帯	5,500	第3	市区町村民税均等割のみ 課税世帯	4,500	B2	A階層を除き市町村民税均等割のみ課税される世帯(ひとり親世帯等) A階層を除き市町村民税均等割のみ課税される世帯(ひとり親世帯等以外の世帯)	0	
				第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,100	第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,100	第4	市町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,500	第4	市区町村民税所得割額(以下同じ) 48,600円未満	7,000	C1	市町村民税所得割額(以下同じ) 10,000円未満	6,100	
第4	97,000円未満	~470万	27,000	第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	第5	48,600円以上 58,800円未満	10,000	第5	48,600円以上 63,900円未満	10,000	第5	48,600円以上 58,700円未満	10,000	C2	10,000円以上 48,600円未満	7,070	
				第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	第6	58,800円以上 97,000円未満	16,000	第6	63,900円以上 97,000円未満	16,000	第6	58,700円以上 97,000円未満	16,000	C3	48,600円以上 50,400円未満	8,160	
第5	169,000円未満	~640万	41,500	第7	97,000円以上 132,600円未満	20,500	第7	97,000円以上 132,600円未満	20,500	第7	97,000円以上 137,600円未満	21,500	第7	97,000円以上 131,300円未満	21,500	C4	50,400円以上 57,600円未満	10,030	
				第8	132,600円以上 169,000円未満	21,000	第8	132,600円以上 169,000円未満	21,000	第8	137,600円以上 169,000円未満	22,500	第8	131,300円以上 169,000円未満	22,500	C5	57,600円以上 66,600円未満	12,530	
第6	301,000円未満	~930万	58,000	第9	169,000円以上 301,000円未満	22,500	第9	169,000円以上 202,000円未満	22,500	第9	169,000円以上 301,000円未満	24,000	第9	169,000円以上 213,000円未満	23,500	C6	66,600円以上 84,600円未満	17,710	
							第10	202,000円以上 235,000円未満	23,100							第10	213,000円以上 257,000円未満	24,000	C7
第7	397,000円未満	~1,130万	77,000	第10	301,000円以上	23,500	第11	235,000円以上 268,000円未満	23,700	第10	301,000円以上 397,000円未満	25,000	第11	257,000円以上 301,000円未満	24,500	C8	102,600円以上 121,100円未満	21,720	
							第12	268,000円以上 301,000円未満	24,300							第11	301,000円以上 349,000円未満	25,000	C9
第8	397,000円以上	1,130万~	101,000	第10	301,000円以上	23,500	第13	301,000円以上 333,000円未満	24,900	第10	301,000円以上 397,000円未満	25,000	第12	301,000円以上 349,000円未満	25,000	C10	139,100円以上 169,400円未満	21,720	
							第14	333,000円以上 365,000円未満	25,500							第12	349,000円以上 397,000円未満	25,500	C11
							第15	365,000円以上 397,000円未満	26,100				第13	397,000円以上	26,000	C12	175,100円以上 193,100円未満	21,720	
							第16	397,000円以上	26,700	第11	397,000円以上	30,300	第14	397,000円以上	26,000	C13	193,100円以上 229,100円未満	21,720	
																C14	229,100円以上 268,100円未満	21,720	
																C15	268,100円以上 298,100円未満	21,720	
																C16	298,100円以上 328,100円未満	21,720	
																C17	328,100円以上	21,720	

※1 上表中「保育標準時間」とは、1日11時間までの保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。

改定階層(第10~16階層)